平成２３年（フ）第８９６号
千葉県松戸市新松戸２丁目190番地　第二吉野ハイム201号
債務者　神保　秀利（旧姓保里）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１０号
千葉県松戸市新作1146番地
債務者　染谷　　聡
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４４号
千葉県松戸市大金平３丁目185番地の１　マイテラス２号
債務者　山野邊浩四郎
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０３３号
神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―108号
債務者　中野　寿代
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３２号
神戸市北区藤原台南町３丁目２番６―102号
債務者　大東　寿信
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１０号
神戸市垂水区西舞子７丁目16番３―102号、住民票上の住所兵庫県明石市松が丘５丁目１番７―290号
債務者　土森　正明
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５１号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　２号棟107号
債務者　鍵本　敏博
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６０号
神戸市垂水区城が山１丁目14番16―304号、従前の住所神戸市垂水区星陵台１丁目３番６号　星陵荘201号
債務者　脇山　桂子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７３号
神戸市須磨区前池町２丁目１番12―203号
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２０号
兵庫県三木市大塚２丁目３番45号　県住１棟19号
債務者　松浪　正夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４０号
神戸市須磨区中落合１丁目１番405―501号
債務者　岩本　　綾
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８５号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―1509号
債務者　泉　　利哉
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８８号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　２棟301号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北１丁目６番地７
債務者　田中　慶蔵
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
長崎県雲仙市国見町土黒庚2016番地、前住所愛知県名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番39号
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
長崎県南島原市有家町大苑1068番地
債務者　田出　元就
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
長崎県島原市下宮町甲2417番地　下宮第１団地Ｃ棟102号
債務者　斎藤　輝幸
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
長崎県南島原市深江町戊952番地９、前住所熊本県熊本市池上町814番地　吉田アパート101
債務者　松隈　辰巳
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係